令和７年２月農業委員会定例総会議事録

１　開催日時
令和７年２月２８日（金）
開会　午後１時３０分
閉会　午後２時５０分
２　開催場所
尾張旭市役所　２０１会議室（南庁舎２階）
３　出席委員
農業委員１０名
４　欠席委員
なし
５　傍聴者
なし
６　出席した事務局職員
事務局長、事務局次長、課長補佐、主査２名
７　議題等
第２号議案　農用地利用集積計画の決定について
第３号議案　農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について
第４号議案　地域計画の策定について
報告事項３　農地法第４条及び第５条の規定による届出の専決について
報告事項４　農地法第１８条第６項の規定による通知について

８　会議の要旨

会　　長	本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。 それでは、ただいまの出席委員は、１０名です。 定足数に達しておりますので、これより２月の農業委員会総会を開催します。 これより議事に入ります。 総会規則により議事録を作成するため、議事録署名者を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。
委　　員	【異議なしの声】
会　　長	異議もないようですので、次の委員を指名させていただきます。議事録署名者は、水野洋子委員、森下幸夫委員にお願いをいたします。 本日の付議事件としては、第２号議案「農用地利用集積計画の決定について」が３件、第３号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」が４件、第

	４号議案「地域計画の策定について」でございますのでよろしくお願いします。 　それでは早速ですが、第２号議案「農用地利用集積計画の決定について」、事務局より説明をお願いします。
課長補佐	第２号議案の説明にあたり、まず、第２号議案と第３号議案の違いについて説明させていただきます。農地中間管理機構を通じて農地の貸借を行う際、これまでは市で農用地利用集積計画を公告していましたが、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、地域計画策定後は農用地利用集積等促進計画を県が公告する方法に変更されます。その地域計画の策定については本日の第４号議案で御審議いただき、その後２週間の縦覧を経て、今年の３月末に策定する予定になっております。 　第２号議案の案件については、賃借の開始時期が３月であるため、地域計画策定前ということで、従前のとおり市が公告するものになり、第３号議案については、賃借の開始時期が４月であるため、地域計画策定後ということで、県が公告するものとなります。市が公告する場合と県が公告する場合では事務手順も変わってきまして、市が公告する３月分（第２号議案）は、先に県に申請してから農業委員会にかけて公告するため開始時期直前の２月で構いませんが、県が公告する４月分（第３号議案）は先に農業委員会にかけてから県に申請し、それから県が公告することとなるため開始時期の２か月前となる２月に農業委員会にかけなければならないことから、今回の第２号議案と第３号議案が同時になりました。 　第２号議案、第３号議案ともに、農地中間管理機構を通じて農地を貸借するという点では同じですが、そのような理由で議案が分かれておりますのでご承知おきください。 　それでは、第２号議案について説明します。 　この議案は、従前の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項に基づき、市町村が農用地利用集積計画の決定を農業委員会に求めるもので、農地中間管理機構が土地所有者と耕作者、それぞれと同時に賃借権を設定するものでございます。 　内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。 　【第２号議案　調書の説明】 　なお、権利の設定を受ける者は、農地中間管理機構である愛知県農業振興基金であることから、従前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の要件に適合していることを申し添えます。よろしくご審議お願いします。
会　　長	説明が終わりましたので、これより質疑に移ります。 　第２号議案について、何か質問はございませんか。 　【質疑応答】

水野政起 委　　員	農地中間管理事業について、最短で何年での設定が可能ですか。
事務局	地権者と受け手の合意があれば１年での設定も可能です。
水野政起 委　　員	従来の利用権設定が終了し、農地中間管理事業に移行となりますが、何年での設定が可能かと思い質問しました。
事務局	従来の利用権設定からの移行分については、オペレーターから期間を統一する希望があるため、１０年で統一となります。
森下幸夫 委　　員	権利の種類の使用貸借とは何ですか。
課長補佐	使用貸借は借賃が発生しません。
松原昭平 委　　員	従来の利用権設定から農地中間管理事業に移行した場合は、これまでオペレーターから振り込まれていた賃料が農地中間管理機構から振り込まれることになるのですか。
課長補佐	オペレーターから農地中間管理機構を介して振り込まれる形になります。
柗原圭子 委　　員	賃貸借と使用貸借では、預けた農地の管理の仕方に差が出ますか。
課長補佐	農地の管理について差はないはずです。賃料の有無については地権者により意向が異なるため、選択する形となっています。
松原昭平 委　　員	金額は農地中間管理事業に移行した後も同額ですか。
課長補佐	同額になります。
会　　長	他に質問もないようですので、採決に移ります。第２号議案について賛成のかたは挙手をお願いします。
委　　員	【挙手全員】
会　　長	挙手全員により、第２号議案については賛成することに決定しました。 続いて、第３号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」事務局から説明をお願いします。
課長補佐	それでは、第３号議案について説明します。 この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第３項の規定により尾張旭市が作成した農用地利用集積等促進計画の案について、農業委員会の意見を聴取するものでございます。

	内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。 なお、案件が４件ございますが、一括で審議をお願いします。 【第３号議案　調書の説明】 なお、借受希望者は、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項各号の規定に該当していることを申し添えます。 よろしくご審議お願いします。
会　　長	説明が終わりましたので、これより質疑に移ります。 第３号議案について、何か質問はございませんか。 【質疑応答】
森下幸夫 委　　員	報告事項４に同じ農地がありますが、解約後に新たな方が借りるということですか。
課長補佐	そのとおりです。
森下幸夫 委　　員	番号２、番号３の農地については果樹がありましたが、オペレーターが耕作していたのですか。
課長補佐	畑地ですが、オペレーターが耕作していました。
森下幸夫 委　　員	期間中に解約することも可能なのですか。
課長補佐	双方の合意があれば可能です。
横井利夫 委　　員	番号１については受け手が法人ですが、なぜ個人ではなく法人で実施するのですか。
事務局	農業を目的として法人を立ち上げたと聞いています。
横井利夫 委　　員	設立されたばかりということですか。
事務局	昨年設立された会社になります。
松原昭平 委　　員	大久手町の農地の受け手については問題はありませんか。
課長補佐	家族が農業関係に努めており、本人も農業経験がありますので、特段問題はないかと思います。
会　　長	他に質問もないようですので、採決に移ります。第３号議案について賛成のかたは挙手をお願いします。
委　　員	【挙手全員】
会　　長	挙手全員により、第３号議案については賛成することに決定しました。 続いて、第４号議案「地域計画の策定について」事務局から説明をお

	願いします。
課長補佐	この議案は、尾張旭市が地域計画を策定するにあたり、農業経営基盤強化促進法第１９条第６項の規定に基づき、農業委員会に意見を求めるものでございます。 それでは、この地域計画策定の概要について担当より説明させていただきます。
事務局	【資料説明】 地域計画策定の概要について説明は以上です。よろしくご審議お願いします。
飯沼勝則 委　　員	地権者と受け手のマッチングが成立した農地を地図に位置付けているということですか。
事務局	マッチングが成立しているわけではありませんが、担い手に担当エリアの農地を引き受けていただくことを前提とした地図となっています。担い手には地図を提示し、確認いただいています。
松原昭平 委　　員	集積と集約の違いは何ですか。
事務局次長	集積は担い手が耕作する面積を増やすことで、集約は地域を同じ担い手が耕作することです。
松原昭平 委　　員	集約のために田をまとめることはありますか。以前畔に関するアンケートがあったように思います。
事務局次長	視野には入れていますが、個別で調整が必要になるとは思います。
飯沼勝則 委　　員	南栄・晴丘地区について、利用意向調査の貸付意向が反映されていないように思いますが、いかがですか。
事務局	南栄・晴丘地区については畑地が主でオペレーターが不在のため、貸付意向があっても区域には入っておりません。それらの農地については、認定新規就農者等の受け手が見つかった際に区域に含める形になります。農地転用の関係もあり、そうした案となっています。
横井利夫 委　　員	縦覧の方法を教えてください。
事務局	市役所の掲示板で公告し、公園農政課にて縦覧します。
横井利夫 委　　員	広報誌への掲載予定はありますか。
事務局	広報誌への掲載予定はありません。
柗原圭子 委　　員	地域内の農業を担う者一覧の属性について教えてください。

事務局	認定農業者を「認農」、認定新規就農者を「認就」、認定新規就農者の期間が満了した者等を基本構想水準到達者として「到達」としています。
会　　長	他に質問もないようですので、採決に移ります。第４号議案について賛成のかたは挙手をお願いします。
委　　員	【挙手全員】
会　　長	挙手全員により、第４号議案については賛成することに決定しました。
会　　長	これをもちまして本日の付議事件は終了しました。 次に報告事項に移ります。報告事項３「農地法第４条及び第５条の規定による届出の専決について」、事務局より報告をお願いします。
課長補佐	それでは、報告事項３「農地法第４条及び第５条の規定による届出の専決について」説明させていただきます。 １としまして、農地法第４条による届出が、３件で９６２平方メートル、主な概要は、北山町地内で一般個人住宅２件、その他サービス１件です。 ２としまして、農地法第５条による届出が８件で２，０１７．５４平方メートル、主な概要は、新居町地内ほかで一般個人住宅６件、露天駐車場１件、商業サービス１件です。 これらの届出については、市街化区域内の農地の転用につき、既に事務局において審査し、受理していることを報告します。
会　　長	続きまして、報告事項４「農地法第１８条第６項の規定による通知について」事務局より説明をお願いします。
課長補佐	それでは、報告事項４「農地法第１８条第６項の規定による通知について」説明させていただきます。 この報告は、農地中間管理事業による農地賃貸借の合意解約があり、農地法第１８条第６項の規定により農業委員会に通知があったため報告するものです。 【調書説明】 調書の説明は以上でございます。
会　　長	報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。 【質疑応答】
会　　長	質問もないようですので、本日の議事はこれをもちまして終了いたしました。 その他事務局より、委員の皆さんにお知らせなどがありますか。
事務局	今月は特にございません。

会　　長	それでは、以上をもちまして、本日の総会議事はすべて終了しました。 　次回農業委員会は３月２８日（金）午後１時３０分から２０１会議室にて開催を予定しております。 　これをもちまして本日の総会を閉会します。皆さまお疲れさまでございました。